



平成における秋田県の産業と経済③

～ 県民の所得・収入の変化 ～

本稿では、シリーズの3回目として、平成における「県民の所得・収入の変化」を見てみる。

県民経済計算における「一人当たり県民所得」、毎月勤労統計調査における「平均月間現金給与総額」、全国消費実態調査における「年間収入（2人以上の勤労者世帯）」の3指標を分析した結果、県民の所得・収入は平成10年前後に記録した最高額を更新するに至っていないが、近年、全国との格差は縮小の方向にある。

1 県民所得

各都道府県における所得の状況をみるうえで欠かせないのが、県民所得である。特に、県民所得を総人口で割った「一人当たり県民所得」は、各都道府県の経済力を示す指標として、しばしば用いられる。その計算式は次のとおりであるが、企業所得も含まれるため、県民の賃金や給与の水準のみを表すものではないことに注意する必要がある。

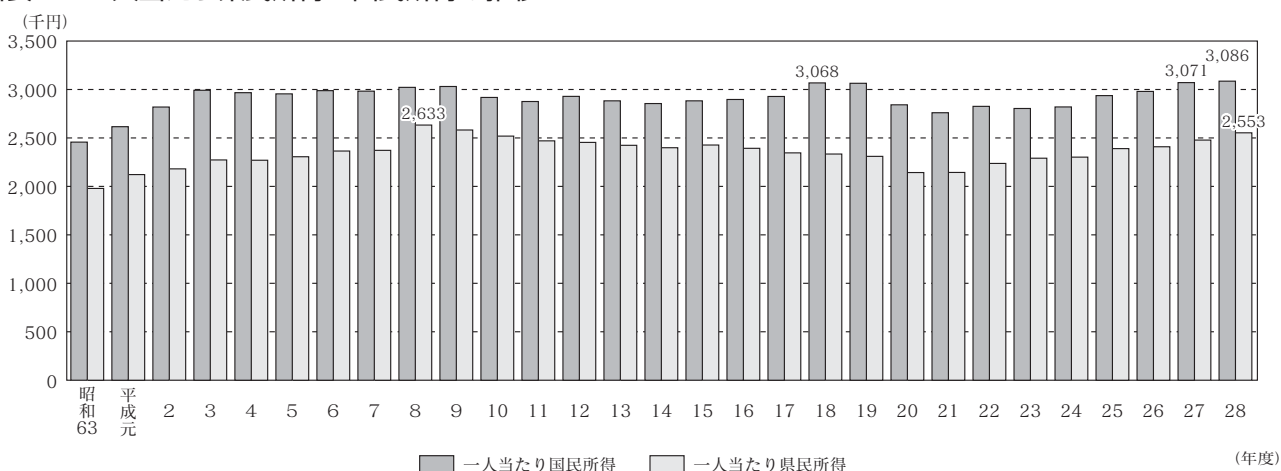
一人当たり県民所得
 = 県民所得（県民雇用者報酬＋財産所得
 ＋企業所得）÷ 県民総人口

また、県民所得の全国版が国民所得であり、

本県の「一人当たり県民所得」は「一人当たり国民所得」の概ね80%の水準で推移しており、大きな差が生じている（図表1）。

「一人当たり県民所得」の推移をみると、平成28年度は2,553千円となり上昇傾向を維持したものの、過去最高額であった8年度の2,633千円を超えるに至っていない。一方、「一人当たり国民所得」は3年度から19年度まで大きな変動はみられなかったが、リーマン・ショックにともなう不況によって20年度と21年度は急減した。しかし、その後は持ち直し、27年度は過去最高額（18年度の3,068千円）を超える3,071千円となり、28年度はさらに上昇して3,086千円となった。

図表1 一人当たり県民所得・国民所得の推移



資料：内閣府「国民経済計算年報」および秋田県「県民経済計算年報」を基に当研究所作成

なお、28年度の県民所得のうち、県民雇用者報酬は61%、財産所得は5%、企業所得は34%を占めている。

2 毎月勤労統計調査における月間現金給与総額

(1) 毎月勤労統計調査とは

毎月勤労統計調査は、雇用・給与・労働時間などの毎月の変動を把握するために実施されており、国の重要な統計調査である「基幹統計」として政府の景気判断の指標となるほか、国民所得の算定、雇用保険や労災保険の給付額の改定などに活用されている。

この統計調査により公表される「月間現金給与総額」は、次のとおり労働者の賃金や給与の水準を端的に示すものとなっている。

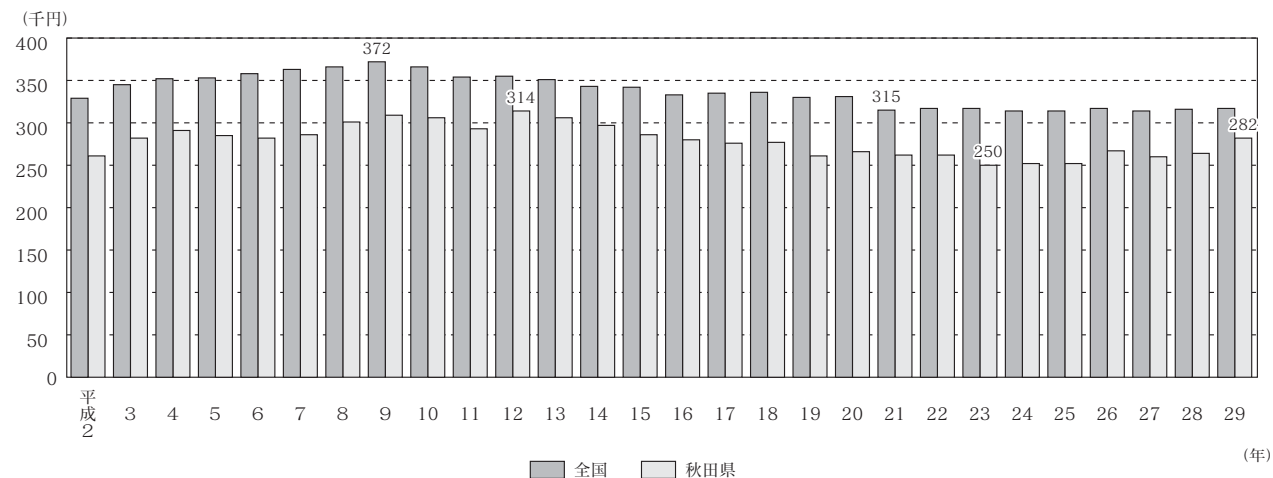
月間現金給与総額

＝きまって支給する給与（基本給、家族手当、超過労働手当など）＋特別に支払われた給与（賞与、期末手当金など）

(2) 平均月間現金給与総額の推移

常用労働者（パートタイム労働者を含む）へ

図表2 常用労働者への平均月間現金給与総額の推移(事業所規模5人以上)



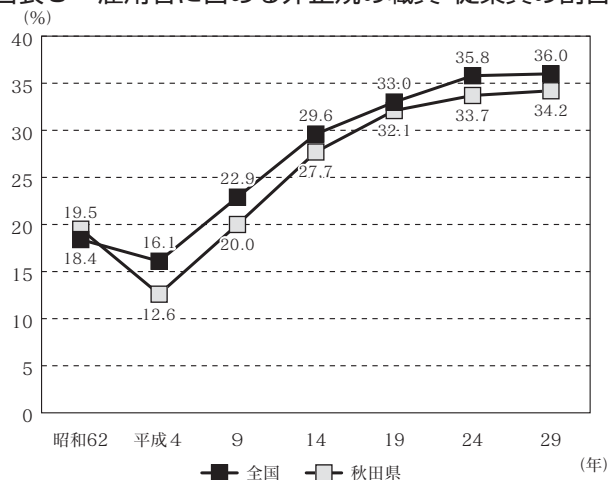
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」等を基に当研究所作成
(注)「事業所規模5人以上」の調査は平成2年から開始

の平均月間現金給与総額の推移をみると、全国は平成9年の372千円をピークに、また本県は12年の314千円をピークに、それぞれ減少トレンドに入った(図表2)。その後、全国はリーマン・ショックにともなう不況のため21年に大きく落ち込み、29年まで310千円台で足踏みしている。一方、本県は23年の250千円をボトムとして上昇基調となり、29年は282千円にまで上昇した。

本県の平均月間現金給与総額は、全国の概ね80%の水準で推移してきたが、29年は全国の89%にまで上昇しており、今後が注目される。

なお、全国、本県とも、平均月間現金給与総額は未だピーク時の金額を超えられずにいるが、その大きな要因としてパートタイム労働者の増加がある。総務省「就業構造基本調査」(5年ごと)によると、雇用者(「常用労働者」にほぼ同じ)に占める非正規の職員・従業員(「パートタイム労働者」にほぼ同じ)の割合は、全国、本県とも上昇が続き、29年にはそれぞれ36.0%、34.2%に達した(図表3)。

図表3 雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合



資料：総務省「就業構造基本調査」を基に当研究所作成

非正規の職員・従業員は給与水準が相対的に低いため、その割合が上昇すると雇用者全体の給与水準は押し下げられてしまう。さらに、労働時間の増減なども給与水準に影響を与えることから、各年の平均月間現金給与総額を比較する場合には、これらの点に注意する必要がある。

3 全国消費実態調査における年間収入

(1) 全国消費実態調査とは

全国消費実態調査（※）は、家計の構造を「所得」、「消費」、「資産」の3つの側面から総合的に把握することを目的として、5年ごとに実施されており、介護・年金等社会保障政策の検討などの基礎資料として利用されている。都道府県など地域別の比較が容易であるほか、調査対象となる世帯数も他の家計に関する調査に比べて圧倒的に多いといった特長がある。

（※）令和元年の調査から名称が「全国家計構造調査」に変更された。

(2) 年間収入の推移

平成に行われた6回の調査において、2人以上の一般世帯のうち勤労者世帯では、1世帯当たりの年間収入は、全国、本県とも11年までは

上昇傾向にあったものの、16年には減少し、21年と26年はほぼ同水準となっている（図表4）。

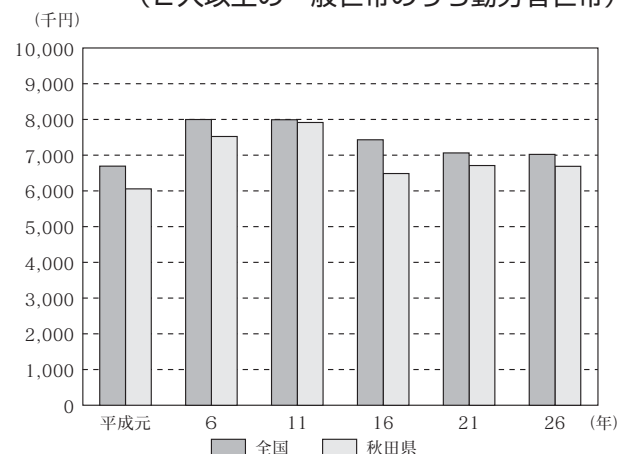
こうした年間収入の増減は、景気変動の影響が大きく、代表的な景気指標である国内総生産・県内総生産の推移（※）と比べると、全体的または部分的な傾向が一致する（図表5）。とりわけ、本県の場合は、年間収入と県内総生産の全体的な傾向が一致しており、景気変動の影響が強いと言える。

（※）年間収入は前年の景気の影響を受けやすいことから、

調査年の前年の国内総生産・県内総生産の推移をみ

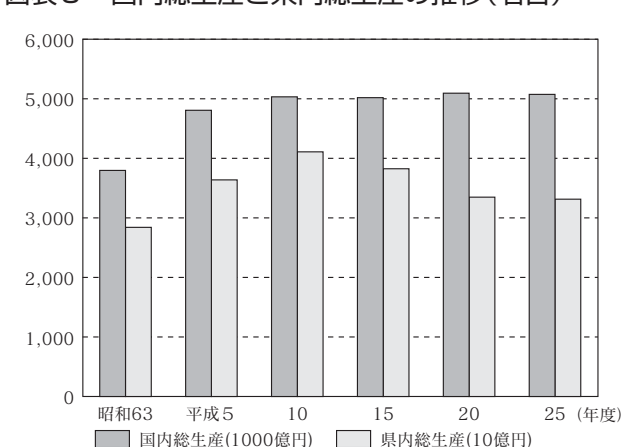
ることとする。

図表4 1世帯当たりの年間収入の推移
（2人以上の一般世帯のうち勤労者世帯）



資料：総務省「全国消費実態調査」を基に当研究所作成

図表5 国内総生産と県内総生産の推移(名目)



資料：内閣府「国民経済計算年報」および秋田県「県民経済計算年報」を基に当研究所作成

(3) 全国と本県の比較

図表4によって全国と本県の「1世帯当たりの年間収入」を比較すると、本県は、平成元年には全国の91%であったが、11年は同水準にまで上昇し、21年と26年は95%に低下した。全国を下回っているとはいえ、「一人当たり県民所得」や「平均月間現金給与総額」ほどの差はなく、世帯単位の年間収入は全国に近い水準にあると言える。

この主要因として、本県は全国に比べ、①世帯主を除く稼ぎ手（有業人員）が多い、②世帯主の配偶者の勤め先収入（以下、「勤務収入」）が多い、③他の世帯員の勤務収入が多い、という3点が挙げられる。平成26年調査の結果を例にとると、世帯主の勤務収入は全国の87%にとどまるが、配偶者その他の世帯員の勤務収入によって挽回し、世帯の年間収入では全国の95%に達した（図表6）。家族全員が頑張り、家計を支援している様子が浮かび上がってくる。

4 まとめ

本県は他の都道府県に比べ経済基盤が弱く、そのため経済の果実と言える県民の所得・収入

も全国との格差が大きく、平成においては全国の概ね8割台の水準で推移してきた。都道府県別の順位も低位となり、例えば、「一人当たり県民所得」は昭和63年度から平成28年度まで40位前後となっている。しかしながら、これまで見てきたように、近年における全国との格差は、「平均月間現金給与総額」と「1世帯当たりの年間収入」では縮小傾向にある。

全国との格差を着実に小さくしていくためには、まず、これまで以上に「産・学・官・金」が連携を強めて産業振興をはかるとともに、個々の事業所では労働現場の生産性を向上させていく必要がある。そして、事業利益の拡大を実現し、その一部を労働者に「賃上げ」として還元する、という流れが基本となろう。また、国は「所得拡大促進税制」により、賃上げを行う事業者に対する法人税等を優遇していることから、こうした制度の積極的な活用も望まれる。さらに、深刻な人手不足が叫ばれるなか、今後は一定の賃金水準を確保しつつ可能な限り定期的に賃上げを実施することが、労働者確保の大きな要素になっていくものと思われる。

（相原 学）

図表6 世帯収入に関する平成26年調査の結果（2人以上の一般世帯のうち勤労者世帯）

項 目	単 位	秋田県 (①)	全 国 (②)	①／②
年間収入	千円	6,688	7,022	0.95
世帯人員	人	3.45	3.33	1.04
有業人員	人	1.92	1.76	1.09
世帯主の勤め先収入（月額）	円	302,613	349,584	0.87
世帯主の配偶者の勤め先収入（月額）	円	79,095	60,088	1.32
他の世帯員の勤め先収入（月額）	円	34,063	19,208	1.77

資料：総務省「全国消費実態調査」を基に当研究所作成